



# 宮 崎 県 公 報

平成30年5月24日(木曜日) 第 2997 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の所在地の変更(2件)……………(福祉保健課) 1
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………(障がい福祉課) 1
- 指定一般相談支援事業者の指定……………( “ ” ) 2
- 保安林の指定の解除……………(自然環境課) 2

頁

- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意……………(水産政策課) 2
- 道路の供用の開始……………(道路保全課) 2
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定(3件)(建築住宅課) 2

### 公 告

- 土地改良区の役員の就任の届出……………(農村整備課) 3
- 土地改良区の役員の就退任の届出(4件)……………( “ ” ) 3
- 都市計画の変更の案の縦覧(2件)……………(都市計画課) 5

## 告 示

### 宮崎県告示第 515号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護事業所)から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年5月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 届出をした指定介護機関(居宅介護事業所)

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
有限会社 向日葵	都城市南鷹尾町15街区15号	福祉用具貸与事業所向日葵	都城市南鷹尾町15街区15号

#### 2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市菖蒲原町24号2番5	都城市南鷹尾町15街区15号	平成30年4月1日

### 宮崎県告示第 516号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介

護事業所)から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年5月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 届出をした指定介護機関(居宅介護事業所)

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
合同会社 ケアプランセンタ -SASAE	東諸県郡国富町大字本庄1733番地6サンコーポA	合同会社 ケアプランセンタ -SASAE	東諸県郡国富町大字本庄1733番地6サンコーポA

#### 2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
東諸県郡国富町大字本庄1737番地12	東諸県郡国富町大字本庄1733番地6サンコーポA	平成30年4月23日

### 宮崎県告示第 517号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成30年5月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
菊 野 聡 美	藤元総合病院	都城市	リハビリテーション科	平成30年5月1日

児 玉 成 邦	都城市郡医師会病院	都城市	循環器内科	平成30年5月1日	税 所 幸一郎	谷村病院	延岡市	整形外科 ・リウマチ科	平成30年5月1日
水 光 洋 輔	都城市郡医師会病院	都城市	循環器内科	平成30年5月1日					
児 玉 朋 子	藤元総合病院	都城市	消化器内科	平成30年5月1日					
齋 藤 太 朗	国民健康保険諸塚診療所	諸塚村	泌尿器科	平成30年5月1日					

宮崎県告示第 518号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の14第 1 項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者の指定をした。

平成30年5月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所 番 号	指定一般相談支援事業所		指定一般相談支援事業者		指 定 年月日
	名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	
4530400334	相談支援センターすまいるしーど	日南市油津1-4-21	特定非営利活動法人Happy Crayon	日南市油津13-21	平成30年5月1日

宮崎県告示第 519号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の2第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成30年5月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除に係る保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字大滝ノ元7447-5
- 2 保安林として指定された目的 水源<sup>かん</sup>の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

宮崎県告示第 520号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の2第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成30年5月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成30年3月21日
発起人の住所及び氏名	宮崎市 有限会社 漁福丸水産 代表取締役 山口 忠 宮崎市 有限会社 漁雄水産 代表取締役 村社 忠雄
加入区 の 名 称	宮崎市加入区
区 域	宮崎市漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業及び大型定置漁業

宮崎県告示第 521号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年5月24日から同年6月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年5月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
432	県道	元狩倉 日南線	日南市大字 吉野方字園 田32番4地 先から同市 同大字字長 谷場1426番 4地先まで	平成30年5月28日

宮崎県告示第 522号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年5月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(西都) 30-1	有限会社 大木産業 代表取締役 大木龍 太朗	西都市大字三宅字 下鶴9464番3地先 、9464番6地先、 9464番9地先	6.35 ～ 6.41	21.28	平成30 年5月 2日

## 宮崎県告示第 523号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年 5月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 30-1	有限会社 川上建設 代表取締役 役川上勝 男	小林市南西方字板 橋1852-1	4.50 6.00	34.10 44.78	平成30 年5月 7日

## 宮崎県告示第 524号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年 5月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(高鍋) 30-1	脇本句一 朗	児湯郡高鍋町大字 北高鍋字今嶋3427 番4	6.00	87.32	平成30 年5月 8日

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、横市土地改良区（都城市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成30年 5月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	入 未 和 弘	都城市乙房町8309-1

(任期：平成33年 5月 4日まで)

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、田野町八重地区土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年 5月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	尾 頭 政 孝	宮崎市田野町乙 13702番地

(任期：平成31年 3月31日まで)

## 2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	野 田 浩 吉	宮崎市田野町乙 13644番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、宮崎市住吉土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年 5月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	猪 野 貞 二	宮崎市大字広原7822番地
理 事	石 川 治 男	宮崎市大字新名爪 938番地
理 事	猪 野 一 夫	宮崎市大字広原3030番地
理 事	田 原 宏 徳	宮崎市大字島之内9285番地 1
理 事	井 上 孝 夫	宮崎市大字広原7850番地
理 事	濱 田 敏 郎	宮崎市大字新名爪4463番地 1
理 事	工 藤 克 也	宮崎市大字広原 255番地 1
理 事	坂 井 昭 一	宮崎市佐土原町下那珂2968番地11
理 事	濱 田 喬	宮崎市大字新名爪1776番地 1
理 事	長 友 正 文	宮崎市大字芳土2644番地 3
理 事	奥 野 孝 男	宮崎市大字広原5950番地
理 事	高 木 敦 郎	宮崎市大字島之内3363番地 1
理 事	黒 田 秀 穂	宮崎市大字島之内7484番地 1
理 事	長 友 浩 徳	宮崎市大字広原7870番地 2
監 事	鬼 塚 憲 昭	宮崎市大字島之内5727番地
監 事	横 山 隆 徳	宮崎市大字新名爪 374番地

（任期：平成32年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	田 中 忠	宮崎市大字島之内7687番地11
理 事	岩 田 浩 行	宮崎市大字新名爪4329番地
理 事	猪 野 貞 二	宮崎市大字広原7822番地
理 事	壹 岐 稔	宮崎市大字島之内7552番地 1
理 事	井 上 孝 夫	宮崎市大字広原7850番地
理 事	横 山 祥 一	宮崎市大字新名爪 606番地
理 事	工 藤 克 也	宮崎市大字広原 255番地 1
理 事	高 橋 一 郎	宮崎市佐土原町下那珂2965番地18
理 事	濱 田 孝 行	宮崎市大字新名爪1802番地 3
理 事	長谷川 照 男	宮崎市大字芳土2890番地
理 事	猪 野 一 夫	宮崎市大字広原3030番地
理 事	松 浦 弘	宮崎市大字島之内3130番地
理 事	黒 田 秀 穂	宮崎市大字島之内7484番地 1
理 事	井 上 安 弘	宮崎市大字広原58番地 2
監 事	大津山 次 男	宮崎市大字新名爪1279番地
監 事	鬼 塚 憲 昭	宮崎市大字島之内5727番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、石崎土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年5月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	太 田 武 重	宮崎市佐土原町下那珂3474番地 1
理 事	西 村 孝 一	宮崎市佐土原町下田島 19878番地 2
理 事	中 原 進	宮崎市佐土原町石崎 1 丁目 7 番地 1

理 事	根 井 一 郎	宮崎市佐土原町下那珂2041番地
理 事	原 直 行	宮崎市佐土原町下那珂2966番地 3
理 事	大久保 康 一	宮崎市佐土原町下那珂 118番地
理 事	後 藤 明 夫	宮崎市佐土原町下那珂3376番地 2
理 事	近 藤 章	宮崎市佐土原町下那珂2062番地 1
理 事	伊 東 利 夫	宮崎市佐土原町下那珂1114番地 2
監 事	矢 野 政 治	宮崎市佐土原町下那珂2961番地 4
監 事	門 田 浩 一	宮崎市佐土原町下那珂3368番地 4

（任期：平成32年3月31日まで）

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	太 田 武 重	宮崎市佐土原町下那珂3474番地 1
理 事	西 村 孝 一	宮崎市佐土原町下田島 19878番地 2
理 事	中 原 進	宮崎市佐土原町石崎 1 丁目 7 番地 1
理 事	根 井 一 郎	宮崎市佐土原町下那珂2041番地
理 事	岩 切 敏 明	宮崎市佐土原町下那珂 141番地 2
理 事	関 屋 紀久男	宮崎市佐土原町下那珂3456番地
理 事	原 直 行	宮崎市佐土原町下那珂2966番地 3
理 事	落 合 義 治	宮崎市佐土原町下那珂2048番地 1
理 事	野々垣 正 巳	宮崎市佐土原町下那珂2952番地 1 15
監 事	矢 野 政 治	宮崎市佐土原町下那珂2961番地 4
監 事	門 田 浩 一	宮崎市佐土原町下那珂3368番地 4

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、岩戸土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年5月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	丸 本 賢 一	西臼杵郡高千穂町大字岩戸8791番地
理 事	甲 斐 健 興	西臼杵郡高千穂町大字岩戸5805番地
理 事	佐 藤 清 志	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸 203 番地 3
理 事	工 藤 博 明	西臼杵郡高千穂町大字岩戸6430番地
理 事	富 高 俊 市	西臼杵郡高千穂町大字岩戸6733番地 1
理 事	甲 斐 政 雄	西臼杵郡高千穂町大字岩戸7402番地 8
理 事	極 殿 原 且	西臼杵郡高千穂町大字岩戸8271番地 2
理 事	福 原 良 治	西臼杵郡高千穂町大字岩戸9223番地

(任期：平成33年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	丸 本 賢 一	西臼杵郡高千穂町大字岩戸8791番地
理 事	工 藤 博 明	西臼杵郡高千穂町大字岩戸6430番地
理 事	佐 藤 清 志	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸 203 番地 3
理 事	甲 斐 健 興	西臼杵郡高千穂町大字岩戸5805番地
理 事	富 高 俊 市	西臼杵郡高千穂町大字岩戸6733番地 1
理 事	甲 斐 政 雄	西臼杵郡高千穂町大字岩戸7402番地 8
理 事	極 殿 原 且	西臼杵郡高千穂町大字岩戸8271番地 2

理 事	福 原 良 治	西臼杵郡高千穂町大字岩戸9223番地
-----	---------	--------------------

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成30年5月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 都市計画の種類及び名称  
中部圏域（宮崎広域都市計画、田野都市計画及び綾都市計画）  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を変更する土地の区域  
宮崎広域都市計画区域に係る土地の区域  
田野都市計画区域に係る土地の区域  
綾都市計画区域に係る土地の区域
- 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎土木事務所、高岡土木事務所、宮崎市都市整備部都市計画課、宮崎市佐土原総合支所建設課、宮崎市田野総合支所建設課、宮崎市高岡総合支所建設課、宮崎市清武総合支所建設課、国富町都市建設課、綾町建設課

(2) 期間

平成30年5月24日から平成30年6月7日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに宮崎県に意見書を提出することができる。

平成30年5月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 都市計画の種類及び名称  
東臼杵・西臼杵圏域（日向延岡新産業都市計画及び高千穂都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を変更する土地の区域  
日向延岡新産業都市計画区域に係る土地の区域  
高千穂都市計画区域に係る土地の区域
- 都市計画の案の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県県土整備部都市計画課、西臼杵支庁、延岡土木事務所、日向土木事務所、延岡市都市建設部都市計画課、日向市建設部都市政策課、門川町建設課、高千穂町建設課

(2) 期間

平成30年5月24日から平成30年6月7日まで

--	--